

第15節 広域応援計画

県及び市町村は、大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策等が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして、広域的な応援体制を確立しておくものとする。

〔 主な実施機関
市町村，県（危機管理局），警察本部 〕

第1 都道府県間の相互応援

県は、四国4県の「広域応援に関する協定」、中・四国9県の「災害時相互応援に関する協定」、近畿2府7県の「震災時等の相互応援に関する協定」、鳥取県との「災害対策における鳥取県・徳島県相互応援協定」及び全国都道府県における「災害時の広域応援に関する協定」に基づき、必要な情報の共有化を図るとともに、次に掲げる広域応援の実施に必要な条件整備に努めるものとする。

- 1 食糧，飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- 2 被災者の救出及び救護，防疫等災害応急活動に必要な物資及び資機材の提供
- 3 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- 4 災害応急活動等に必要な医療職，技術職，技能職等の職員及び情報収集，連絡事務等に必要な職員の派遣
- 5 被災者を一時収容するための施設の提供
- 6 その他特に要請のあった事項

第2 市町村間の相互応援

市町村は、既に締結している消防以外の分野について、他の市町村に対する応援を求める場合を想定して、あらかじめ全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努めるものとする。

第3 消防機関の相互応援

1 県外への相互応援

県外への消防広域応援については、消防組織法に基づき、都道府県単位で編成された緊急消防援助隊を消防庁長官の求め又は指示により派遣するものとする。このため、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備又は確立に努めるものとする。

また、知事は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、消防組織法第24条の3の規定により、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動や、「大規模特殊災害時における広域航空応援実施要領」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を要請するものとする。

なお、県は、代表消防機関ほか消防機関と調整を図り、緊急消防援助隊徳島県隊が参集し、被災地へ出動するための応援等実施計画並びに県内の市町村が被災し、他の都道府県から緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 県内の相互応援

地震等の大規模災害の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害に適切に対応できるよう、既に全消防機関の間で締結されている「徳島県広域消防相互応援協定」及び「徳島県市町村消防相互応援協定」を踏まえ、消防広域応援基本計画の策定、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、応援情報リストの整備等消防広域応援体制の強化を図る。

第4 警察の広域援助

県警察は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、直ちに広域的に出動し、災害警備活動にあたる広域緊急援助隊を次のとおり編成し、広域的応援体制の整備を図っておくものとする。

- 1 警備部隊
- 2 交通部隊

(注) 広域応援に関する協定(四国)

中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定書

近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定書

全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

} を別冊資料編に添付